

# 個人所得税について

有限責任あずさ監査法人パートナー、公認会計士、中国事業室室長  
高崎 博

表 1 納税義務者の区分と課税所得の範囲

納税義務者の区分		滞在期間	課税所得の範囲			
			中国国内源泉所得		中国国外源泉所得	
			中国企業支給	日本企業支給	中国企業支給	日本企業支給
中国国内に「住所」あり	居住者	—	課税			
中国国内に「住所」なし	居住者	5年以上	課税			
		1年以上5年未満	課税		免税	
	非居住者	183日超1年未満	課税		非課税	
		183日以下	課税	免税*	非課税	

(注) \*上記は便宜上の分類である。また、日中租税条約の短期滞在者の要件を満たすか、免税・非課税の区分が一部異なる。なお、日中租税条約における短期滞在者の免税規定は以下のとおりである。①暦年の滞在期間が183日を超えないこと、②報酬が国外の雇用主から支払われていること、③報酬を国内の恒久的施設(PE)が負担(付替え)していないこと。

表 2 給与所得にかかる超過累進税率表(費用控除額控除後の金額)

等級	税込給与(人民元)	手取給与(人民元)	税率(%)	速算控除額(人民元)
1	1,500以下	1,455以下	3	0
2	1,500超、4,500以下	1,455超、4,155以下	10	105
3	4,500超、9,000以下	4,155超、7,755以下	20	555
4	9,000超、35,000以下	7,755超、27,255以下	25	1,005
5	35,000超、55,000以下	27,255超、41,255以下	30	2,755
6	55,000超、80,000以下	41,255超、57,505以下	35	5,505
7	80,000超	57,505超	45	13,505

得にかかる税額を計算します。

給与所得にかかる税額

$$= \text{課税給与所得金額} \times \text{超過累進税率} - \text{速算控除額}$$

$$= 50,200 \text{ 人民元} \cdots (b) \times 30\% - 2,755 \text{ 人民元}$$

$$= 12,305 \text{ 人民元}$$

- 住宅費
- 食事代、クリーニング代
- 一時帰国の交通費
- 赴任・帰任時の引越費用
- 語学研修費
- 子女教育費

### 3. その他留意点

以上が税額計算の基本的な流れになりますが、日本人駐在員の個人所得税関係でご質問の多いテーマについて、3点ほど補足説明いたします。

#### (1) 課税の対象となる賃金・給与の範囲

基本的に現金収入および現物収入に関わらず、就職・雇用により得られるあらゆる報酬が課税対象となる賃金・給与に含まれます。そのため、賞与はもとより、定額で支給される諸手当、ストックオプションなどもこの対象となります。

#### (2) 外国籍個人への優遇措置

外国からの派遣者に対して、中国では政策的な免税規定が設けられています。次の項目について、一定の条件を満たし、有効な証憑(発票)を取得できる場合には合理的な金額の範囲内で課税所得から控除できます。

#### (2) 賞与の取り扱いについて

中国では年に1回だけ年次一括賞与の規定を適用することが可能で、これを適用した場合、適用しない場合と比べて大幅に税額が少なくなります。年次一括賞与とは、企業等の年間の業績や従業員間の年間業務成績を総合的に考慮した上で従業員に支給される一括支給型の賞与のことを言い、その賞与支給金額を12で除した金額にかかる適用税率および速算控除額を用いて算定することになります。

仮に年1回支給される賞与の金額が12万人民元で、この賞与が年次一括賞与の要件を満たす場合、適用される税率は1万人民元(=12万人民元÷12)に対応する税率、すなわち25%が適用されることとなります(表2参照)。

しかし、年次一括賞与の規定を適用できるのは年1回のみです。そのため、年2回の賞与を支給する場合や、そもそも年次一括賞与の要件に該当しない賞与については、通常の月給に当該賞与金額を加算した上で、その合計額に対応する税率を適用して税額を計算することになります。

# 中国ビジネス Q&A 中国子会社に出向する日本人駐在員の

**Q** この度、当社は中国子会社の経理責任者として本社勤務の A 氏（日本人）を派遣することに致しました。赴任予定期間は3年間であり、その間、中国での居住者として認定される見込みです。また、A氏はこれまで海外で生活をした経験はありません。駐在期間中の A 氏の給与は、毎月3万人民元が現地法人から支給され、加えて50万円（2万5,000人民元）が日本本社から支給される予定です。

この場合、現行制度において、中国で課される A 氏の個人所得税の計算方法について教えてください。

**A** 最近、日系企業の中国ビジネスの拡大を背景に中国子会社に出向する日本人駐在員の個人所得税に対するお問い合わせが増えています。今回は簡単な設例をもとに、具体的な税額計算プロセスについて解説します。

## 1. 納税義務者の区分

中国で課される個人所得税の計算を行うにあたっては、まず A 氏の納税義務者の区分について確認する必要があります。その際の主なポイントは、A氏が①中国国内に「住所」を有するか否か、②仮に「住所」を有しない場合 A 氏は居住者か非居住者か、③居住期間はどのくらいか、という3点になります。表1のとおり、それぞれの場合によって、中国で個人所得税を課される所得の範囲が異なります。

### (1) 中国国内の「住所」の有無

ここでいう「住所」とは、戸籍、家庭、経済的利益等の関係により、中国国内に習慣的に居住する場所を有することを指し、単に特定期間居住している事実のみでは住所を有していることにはならない点留意が必要です。そのため、一般的に外国人駐在員のほとんどが「住所」なしに該当し、これまで海外で生活をした経験のない A 氏も「住所」なしと考えられます。

### (2) 居住者・非居住者の判定

中国国内に「住所」が無い場合、次に確認すべきは A 氏が居住者・非居住者のいずれに該当するのかという点です。居住者とは中国国内に「住所」を有する個人もしくは中国国内での滞在期間が1年以上となる個人です。一方、非居住者は中国国内に「住所」を有さず、かつ中国国内での滞在期間が1年未満の個人です。1年以上の滞在の判定は暦年で365日居住しているか否かで判定することになります。

### (3) 滞在期間

居住者に該当する場合の課税所得の範囲は、中国国内の滞在期間によって異なります。A氏の赴任期間は3年を予定しています。滞在期間が1年以上5年未満の居住者は、中国国外源泉所得のうち中国企業で負担する給与相当分以外については免除することができますので、A氏は赴任期間中、例えば日本の自宅不動産に関する賃貸料収入や金融資産に関連する収入などについては申告義務がありません。

もし仮に、A氏が中国国内に連続して5年以上居住するこ

とになった場合は、6年目以降は中国国外源泉所得を含む全世界所得に対して申告納税をする必要があります。

なお、ここでいう中国国内源泉所得か否かは雇用契約が履行される場所によって判定されるため、給与の支払場所は無関係となり、A氏の場合は、現地法人から支給される3万人民元に加えて、本社から日本円で支給される50万円（2万5,000人民元）も中国国内源泉所得となる点に留意する必要があります。

## 2. 課税所得金額の算定方法

次に、設例をもとに、A氏が中国で申告すべき個人所得税の具体的な試算を行います。税額計算は、毎月の給与額から費用控除額（基礎控除）を差し引いた課税所得金額に超過累進税率を適用して算定します。

### (1) 費用控除額

費用控除額（基礎控除額）は以下のとおりです。A氏は日本人ですので、4,800人民元が適用されます。

- 外国人: 4,800 人民元 (外国の永住権をもつ中国人を含む) … (a)
- 中国人: 3,500 人民元

### (2) 課税給与と所得金額の算定

A氏の税込給与は現地法人から支給される3万人民元と本社から支給される50万円（2万5,000人民元）の合計の5万5,000円となります。

$$\begin{aligned} \text{課税給与と所得金額} &= \text{税込給与} - \text{費用控除額} \\ &= 5万5,000 \text{ 人民元} - 4,800 \text{ 人民元} \cdots (a) \\ &= 5万200 \text{ 人民元} \cdots (b) \end{aligned}$$

### (3) 給与と所得にかかる税額の算定

表2のとおり、中国での毎月の個人所得税率は3～45%までの超過累進税率が適用されます。これを基に A 氏の給与と